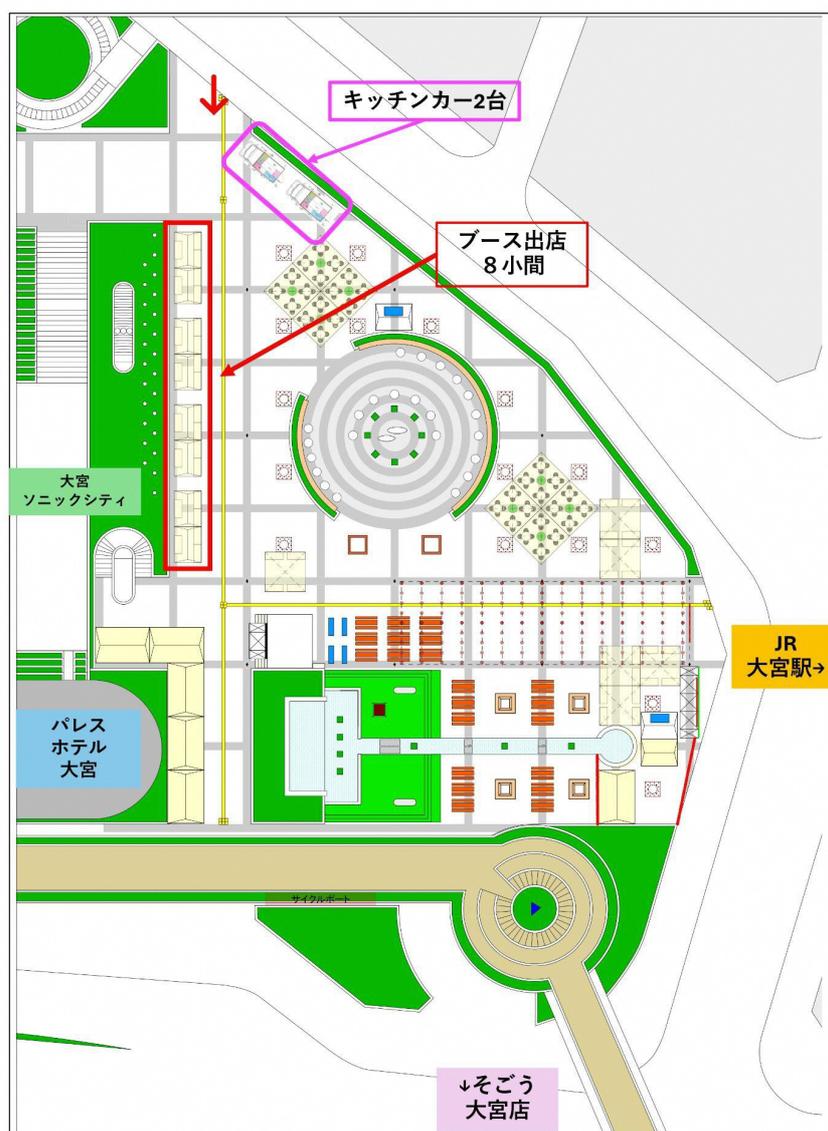


## 盆栽夜市 飲食出店者募集要綱

### 【概要】

- 1 目的 さいたま市が誇る盆栽の魅力を発信するイベントを実施し、新規需要の開拓、新規盆栽ファンを獲得し、大宮盆栽村100周年の認知度向上と次の100年に向けた持続的発展に繋げる。
- 2 主催 さいたま市
- 3 運営 (株)セレスポさいたま支店、(公社)さいたま観光国際協会
- 4 会場 鐘塚公園 (さいたま市大宮区桜木町1-7-8)  
(交通) JR大宮駅西口より徒歩3分 大宮ソニックシティ隣
- 5 テーマ 『盆栽×台湾夜市』 ”賑やかな夜市で、ふと出会う盆栽の世界”  
若年層を主軸に盆栽文化に馴染みのない人も楽しめる、盆栽と食のイベント
- 6 日時 令和7年11月14日(金) 12:00~21:00  
11月15日(土) 11:00~21:00  
11月16日(日) 11:00~16:00 ※全日雨天決行
- 7 内容 盆栽の展示・販売、ワークショップ、ステージイベント、光の演出等
- 8 会場レイアウト(略図)



## 【出店について】

### 1 応募要件

・11月14日時点で、購入者が代金を支払う際、支払い方法の1つとして、さいたま市デジタル地域通貨「さいコイン」「たまポン」が選択できること。

※さいたま市デジタル地域通貨加盟店になるためには、1ヶ月程度の期間が必要です。

・催事の趣旨を理解し、『盆栽』『夜市』を連想させる飲食物が1点以上提供メニューにあることがのぞましい。

・過去3年間において、食品衛生法及び同法に基づく法令に違反し、行政処分を受けたことがない。

・申込者(現場責任者)が盆栽夜市開催日に常駐できること。

※上記の要件を満たしていても、以下の項目に該当する場合は、お申し込みすることができません。

・過去主催者または運営事業者が実施したイベントにおいて、主催者または運営事業者の注意や指示に従わず改善も行わなかった事業者・団体

・本出店募集要綱の記載内容に同意できない事業者・団体

### 2 販売可能品目

#### (1) 飲食(調理を伴う)販売

店舗で常時提供・販売している飲食物のみ販売可能

保健所の指導により、刺身、寿司、きゅうりの浅漬け、牡蠣(中心部まで加熱した物は除く)の販売は出来ません。(キッチンカーは除く)なお、その他の販売品目についても、保健所から指導があった場合、販売内容や食材・調理方法の変更などをお願いする場合があります。

※下記別表に掲載のない食品を販売する場合、事前にさいたま市保健所へ確認を行ってください。保健所に確認する必要があるため、下記運営事業者までご連絡ください。

<p>さいたま市保健所 食品衛生課 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12 TEL: 048-840-2226 / FAX: 048-840-2232 (公社)さいたま観光国際協会 〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町2-1-1 Bibli 2F (公社)さいたま観光国際協会 観光事業課イベント事業第3係 電 話 : 048-647-8339 FAX : 048-647-0126 メールアドレス : <a href="mailto:event-3@stib.jp">event-3@stib.jp</a></p>	
--	--

## 【提供可能な食品】

◎ブース出店の場合

分類	食品の名称
煮物類	おでん、煮込み、汁物、玉こんにゃく
焼き物類	肉類の焼き物、魚介類の焼き物、焼き餅、野菜類の焼き物、焼き餃子、フランクフルト、ピザ、

	カステラ、焼きだんご、焼きまんじゅう、煎餅、今川焼、ホットク、ローストナッツ
揚げ物類	フライドポテト、コロケ、揚げ餃子、揚げもんじゃ、フライ、ゼリーフライ、空揚げ、みそポテト、天ぷら、揚げドーナッツ、揚げまんじゅう、カレーパン、チュロス、揚げパン、ドッグ
蒸し物、茹で物類	野菜類の蒸し物、野菜類のゆで物、みそ田楽、蒸し餃子、水餃子、蒸しまんじゅう、蒸ししゅうまい
たこ焼き、お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼き、もんじゃ焼き、チヂミ
麺類	ラーメン、かけそば、かけうどん、焼きそば、焼きうどん
飴類	べっこうあめ、果実あめ、カルメ焼き
ポン菓子	ポン菓子
ポップコーン	ポップコーン
果実チョコ	果実チョコ

◎キッチンカーの場合

【提供可能な商品】

- ・営業許可証の範囲内の飲食物

【販売禁止商品】

- ・消費期限の切れた飲食物・またはそれらで調理したもの
- ・運営事業者が不適切と判断したもの

(2) 飲食物（調理を伴わない）の販売

- ・市販品として販売できる（製造許可のある）物かつ出店者のオリジナル製品  
例：パン、豆腐、乾物、干物、焼き菓子等

※原則として、あらかじめ容器包装に入れられたものを提供してください。包装された加工食品及び生鮮食品の一部を販売する際は、食品衛生法、JA S法等に基づく表示（製造者、期限、アレルギー物質等）が必要です。なお、会場で調理したものをそのまま販売する場合は食品の表示は不要ですが、購入者から問い合わせがあった場合は正確な情報を伝えてください。

【食品の取り扱いにおける留意事項】

- ・原材料を仕入れる際は、品質、鮮度及び適切な表示がされているか、十分確認してください。
- ・原材料にアレルギー物質（えび、かに、小麦、そば、卵、牛乳、落花生等）が含まれているか把握し、調理加工後の商品にアレルギー物質が含まれているか、購入者から問い合わせがあった場合は、正確な情報を伝えてください。

・材料の下ごしらえは出店場所で行わず、あらかじめ許可を受けた施設または清潔な調理施設で行なってください。

・食品保存基準に則って、食品を冷蔵庫または冷凍庫で保存を行う必要があります。冷蔵・冷凍庫が準備できない場合は、こおりや保冷剤を入れたクーラーボックスを活用してください。なお、温度計を設置し、常に温度が適正であるか、確認できるようにしてください。

・加熱処理の際は、中心部まで十分に火を通してください。

・1つの店舗スペースで、複数の調理品を同時に扱うことは避けてください。

・仮設テントで可能な調理は「焼く」「煮る(温める)」「揚げる」「蒸す」「茹でる」などの最後の1工程のみとなります。そのため、食材のカット・ダシを取る・串を打つなどの仕込み行為はできません。

・提供品数が多い場合、調理工程や設備等によっては、品数を減らすよう保健所から指導が入ることがあります。

・調理済み食品を取り扱う場合は、直接手で取り扱わず、使い捨ての手袋やトングを使用してください。なお使い捨ての手袋は、こまめに取り替えるようにしてください。

・食器(皿・コップ・箸等)は使い捨てのものを使用してください。繰り返し使用が可能な食器で提供を行う場合は、事前に保健所へご相談ください。

・調理した食品は、速やかに提供してください。また提供する際、できるだけ早く消費するよう購入者に案内を行なってください。

#### 【火気器具の取り扱い】

・LPガス、炭火等、火気器具を使用する出店者は取り扱いに十分注意してください。火気器具等を使用する出店者は、必ず消火器を備え付けてください。なお、「さいたま市火災予防条例」に基づき、開催当日に消防職員が現地確認を行う場合があります。

・消火器は4型以上の粉末消火器を準備してください。「住宅用消火器」や「エアゾール式簡易消火具」での代用はできません。

また、消火器はすぐに使えるように設置し、出店者全員であらかじめ使用方法を確認してください。

・消火器は使用期限を確認し、使用期限を超えている場合は交換してください。また、使用期限内であっても、安全栓が外れている、さびや変形、底部の腐食等の異常がある場合には、交換するようにしてください。

・LPガスのゴムホースは火気器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。

・火気器具を架台の上に置く場合は不燃性の架台を使用してください。やむを得ず可燃性の架台を使用する場合は、耐火ボードを敷いた上に器具を置いてください。

・コンロ等の周囲に風除けを設置する場合は、不燃材料(耐火ボード等)のものを使用してください。

・火をつけたままで、テントを離れたり、火気器具を移動させたり、燃料を補給したりしないでください。

・火気器具は地震等で転倒する恐れのない水平な場所で使用してください。また、LPガスボンベは直射日光の当たらない風通しの良い場所に設置し、転倒しないように鎖などで固定してください。

・火気器具は取扱説明書のとおり使用し、本来の使用目的以外に使用しないでください。

- ・アルコール消毒液は、火気から十分離れたところで使用してください。
  - ・発電機を使用する際は取扱説明書をよく読み、留意事項を厳守し、あらかじめ燃料を満タンにして、原則、途中で給油をしないようにしてください。
- 予備の燃料(ガソリン等)がある場合、保管には消防法に適合した金属製容器を使用し、蒸気が流出しないように密栓するとともに、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風・換気のよい場所に保管してください。やむを得ず給油する際は、火気から十分離れた場所で、携行缶の開栓前には必ずエア抜きを行ってください。また、エンジン稼働中の給油は絶対に行わないでください。
- ・投光器(白熱灯)等の照明器具を用いる場合は、照明器具と可燃物は十分に離してください。
  - ・火気器具を使用する出店者は営業開始前に「火災予防自主チェック表」に基づき該当項目のチェックを実施してください。(運営事業者がチェック表の提示を求める場合があります)

### 3 出店料及び設備

#### (1) ブース出店 (1 区画/3 日間)

- A. 出店料 さいたま観光国際協会会員：55,000円(消費税込)  
 一般：66,000円(消費税込)
- B. 基本使用 次頁の備品が出店料に含まれます。(規格は変更になる場合があります。)

備品名	規格	数量	備考
テント 【2間×1.5間】	W3,600mm×D2,700mm	1張	販売間口 W3,600mm(片側)
横幕	2間	2張	
横幕	1.5間	2張	
ウエイト	各足	1式	
テーブル	W1,800mm×D750mm	3台	白ビニールクロス付
パイプ椅子	折りたたみ式	2脚	テント内に2脚
床養生シート		1式	
店舗名サイン		1枚	
蛍光灯		1本	
電源コンセント	2口 500Wまで	1ヶ	100V

※基本仕様以外の備品は持ち込み、または「有料備品リスト」から別途お申し込みください。

※ブース出店者は出店者毎のスペースに限りがあるため、発電機の持ち込みはできません。追加の電源が必要な際は、有料にて別途お申し込みください。

※キッチンカーに限り、各自で発電機の持ち込みの程お願いいたします。

- C. 募集小間数 8小間  
 D. 出店場所 概要・会場レイアウトの通り  
 E. 飲食（調理を伴う）の場合

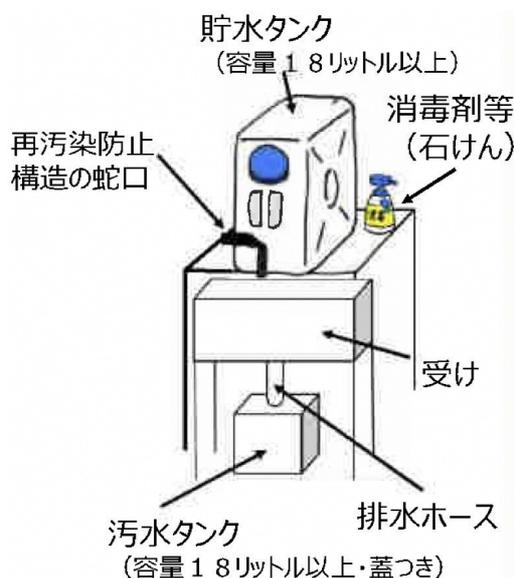
・コンロ、鉄板焼き器、炭火、フライヤー、ホットプレートなどの加熱調理器具（電気機器を含む）を使用する場合は、消火器の設置が義務付けられています。4型以上の粉末消火器を用意してください。

・ガスコンロやガスフライヤーなど、裸火の火器をテーブル等の卓上に設置する場合や、テントの横幕に近い位置に設置する場合など、可燃物との隔離距離が十分に取れない場合は、火器との間に耐火ボード（防火ストレート板など）を設置してください。

・テント内で最終調理を伴う飲食物の実演販売を行う場合（飲料等の割賦販売を含む）は、「3方囲い」が必須となります。テントの販売面以外の横幕（3箇所）は解放しないでください。

・保健所の指導により、調理を行う場合は、蛇口付き水タンク&バケツ等の「簡易手洗い器」の設置が必須となります。画像の通り、容量が18リットル以上のものとし、開催期間中はテント内の常時使用できる場所に設置してください。（基本仕様及び追加備品に簡易手洗い機の用意はございませんので、各自でご準備のほどお願いします。）

【簡易手洗い器のイメージ】



(2) キッチンカー出店（1台/日）

- A. 出店料 さいたま観光国際協会会員：11,000円（消費税込）  
 一般：22,000円（消費税込）

※3日間連続して出店できる事業者を優先します。

- B. 募集台数 2台（1日あたり）  
 C. 車両規格 全長5m未満  
 D. 出店場所 概要・会場レイアウトの通り

- E. 販売可能な商品 営業許可証の範囲内の飲食物  
※埼玉県内の営業許可証を取得していること。
- F. 販売禁止商品 消費期限の切れた飲食物、またはそれらで調理したもの  
運営者が不適切と判断したもの
- G. その他 キッチンカーに限り、各自で発電機の持ち込みをお願いいたします。

#### 4 搬入・搬出

##### 【スケジュール】

14日（金）	[搬入] 8：00～11：00	[搬出] 21：00～22：00
15日（土）	[搬入] 8：00～10：00	[搬出] 21：00～22：00
16日（日）	[搬入] 8：00～10：00	[搬出] 16：30～18：30

##### 【入出庫可能時間】

上記時間帯より、運営事業者が事前に各出店者の搬入時間を割り振ります。  
指定時間以外の入庫はできませんので、必ず指定時間の遵守をお願いいたします。  
なお、食材や当日搬入することがやむを得ないもの以外は、原則出店前日に搬入してください。

##### 【キッチンカー車両乗り入れ】

長時間駐車することによるタイルの破損を予防するため、タイヤの下に敷くボート等を必ず持参し、使用して下さい。

##### 【留意事項】

- ・物品及びキッチンカーの搬入出時は、運営事業者の指示に従い、事故等が起こらないよう十分に留意し、出店者が責任を持って行なってください。なおイベント開催時間中、鐘塚公園内に搬入・搬出を行う車両を駐車しておくことを禁止します。
- ・出店者用の駐車場については、主催者及び運営事業者側では確保しておりませんので、近隣の民間駐車場（コインパーキング）をご利用ください。

#### 5 出店にかかる共通注意事項

- ①イベント期間中、14日（金）・15日（土）は21時まで、16日（日）は16時まで営業することを必須とします。
- ②調理用・手洗い用の水、その他販売に係るものは、出店者各自が用意すること。
- ③出店にあたって発生したゴミ及び排水は、出店者の責任において処理すること。  
※給排水設備として、給水車を配備、また簡易シンクを設置することになりました。
- ④営業終了後に出店場所周辺を清掃すること。
- ⑤出店場所を汚してしまった場合や公共物を破損してしまった場合は、速やかに運営事業者へ報告するとともに、指示に従うこと。
- ⑥商品購入者からの苦情などについては、出店者自らの責任と費用を持って対応すること。  
主催者及び運営事業者は一切の責任を負わない。

⑦集団食中毒の発生、表示ミスによる販売や商品トラブルの発生などで、商品購入者への補償、商品回収等で多額な費用がかかった場合においても、主催者及び運営事業者は一切関与しないため、出店者各自賠償保険などに加入すること。

⑧金銭や参加者の貴重品類などの管理は各出店者で責任をもって行ってください。また盗難・紛失等に十分注意してください。※13日（木）夜間より警備員を配置しますが、主催者及び運営事業者は一切責任を負いません。

⑨釣り銭や消耗品（値札・包装材料・輪ゴム・事務用品）等は出店者で準備してください。主催者及び運営事業者では、釣り銭の両替・消耗品の貸し出しは行なっておりません。

⑩会場周辺で実施される関連イベント間のラリー企画として、来場アンケート回答者及びSNS投稿者を対象に、盆栽夜市の飲食店でお使いいただける50円引きクーポン券の配布を行うことになりました。来場者が飲食ブースで利用される際、金券としてのご対応となりますので、大変お手数をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。精算方法は、イベント終了後の口座振込を予定しております。

## 6 申込方法・結果通知・決定後スケジュール

### （1）申込方法

**9月17日（水）までに**、以下①②いずれかの方法でご応募ください。

①「出店申込書」に必要事項を記入の上、メールにてお申し込みください。

※送付後、着信確認連絡をお願いします。

②以下別表の「出店申込フォーム」よりお申し込みください。

※申込時点で、本募集要項の内容にすべて同意いただいたものとみなします。

※応募多数の場合は、通し営業可能な団体を優先に、販売品目の種別等を考慮し、種別が同じ場合は厳正なる抽選の上出店事業者を決定します。

※応募が募集枠数を超えない場合は、同じ品目を取り扱う業者が出店する場合があります。

提出書類	備考
① 出店申込フォーム	<a href="https://forms.gle/vyjnniaMKCcnA2uE9">https://forms.gle/vyjnniaMKCcnA2uE9</a>

### （2）結果通知

**9月24日（水）までに**メールにてお知らせいたします。

※出店決定通知後においても、不正行為や申込内容に虚偽などがあったことが判明した場合は、出店を取り消します。（取り消し後も、出店料の支払い義務は生じます。）

出店決定後は下記日程の通り、速やかな書類等の準備・提出にご協力をお願いいたします。

### （3）小間割り

運営事業者が決定します。

※同業種や同じ品目の出店者が隣同士になる場合があります。

なお、他の出店者との販売内容や販売価格の調整は運営事業者では行いません。

### （4）決定後のスケジュール/提出書類

①出店情報の共有：10月1日（水）17時まで

下記2点を期日までに提出ください。

A. 販売商品の画像、紹介文

会場内に設置する広報物（サインボード）や、大型LEDビジョンに紹介映像として使用する他、ステージプログラムの1つとして、出店者PRコーナーを設けることを検討しています。また、イベント用SNSアカウントの投稿にて画像及び紹介文を使用することがあります。

B. 有料備品の申込（対象者のみ）

結果通知の際に合わせて送付する有料備品申込書に必要な数を記載してご提出ください。

②保健所への届出書類：10月10日（金）まで

飲食物を取り扱う（試飲・試食も含む）場合、さいたま市保健所への書類提出が必要です。保健所の指導により、運営事業者で取りまとめの上、一括で提出します。以下の提出先までご提出ください。

※次の場合の試飲、試食については、上記書類の提出は不要です。

- ・試食：包装されたものを、包装された状態で提供する
- ・試飲：紙コップに液体（アルコール含む）を注いで提供する

提出先
(公社) さいたま観光国際協会 観光事業課 イベント事業第3係 関根宛 Eメール： <a href="mailto:event-3@stib.jp">event-3@stib.jp</a>

※一部の出店者の提出が遅れますと、他の出店者の書類も提出することができませんので、必ず期限をお守りください。

※提出後は、原則販売品目の追加及び変更ができません。ご注意ください。

◎酒類を販売する場合

※容器の開封・未開封によって取り扱いが異なります。

A. 容器から開封し、容器に移し替えて販売する場合

上記「臨時出店の概要」の取扱食品欄に記入してください。

B. 未開封の缶・瓶詰めの酒類を販売する場合

「期限付酒類小売業免許」を取得する必要があるため、10月22日（水）までに、浦和税務署（さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館）へ届け出を行ってください。

※手続きには、主催者の発行した出店許可通知書とイベントの実施概要が必要になります。郵便またはEメールで送付しますので、事務局までご一報ください。

※アルコール類の販売について質問等ある場合は、浦和税務署 酒類指導官部門へ直接お問い合わせください。【電話：048-600-5490】

③出店料の支払い：10月31日（金）まで

出店決定者には、出店料請求書を発行しますので所定の口座までお振込ください。

なお、振込手数料は出店者様のご負担にてお願いいたします。

出店料は、主催者または運営事業者の責に帰す要因により開催を中止した場合を除き、返金はできません。キャンセル前提の申込等の不正行為を防止するため、出店決定後にキャンセルした場合、出店料と同額のキャンセル料をお支払いいただきます。

④出店報告（アンケート・売上）：11月30日（日）まで

イベント終了後、アンケートを送付いたしますので、期限内の回答にご協力ください。

【運営事業者お問い合わせ】

〒330-0803 さいたま市大宮区高鼻町2-1-1 Bibli 2F  
(公社) さいたま観光国際協会 担当：観光事業課イベント事業第3係 関根

メールアドレス：[event-3@stib.jp](mailto:event-3@stib.jp)

電話：048-647-8339 FAX：048-647-0126

時間：月～金曜日 9：00～17：45（土日祝休）